

(参考)

図1 従来のイメージ

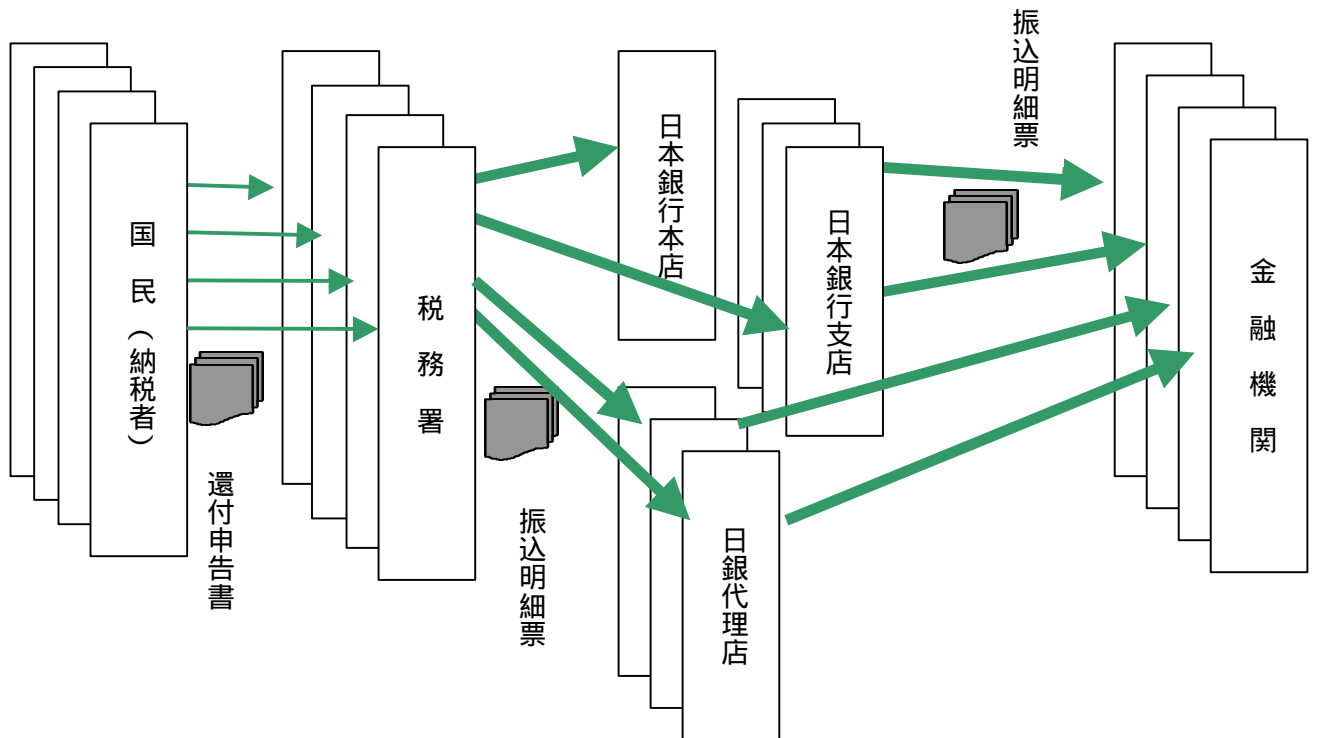
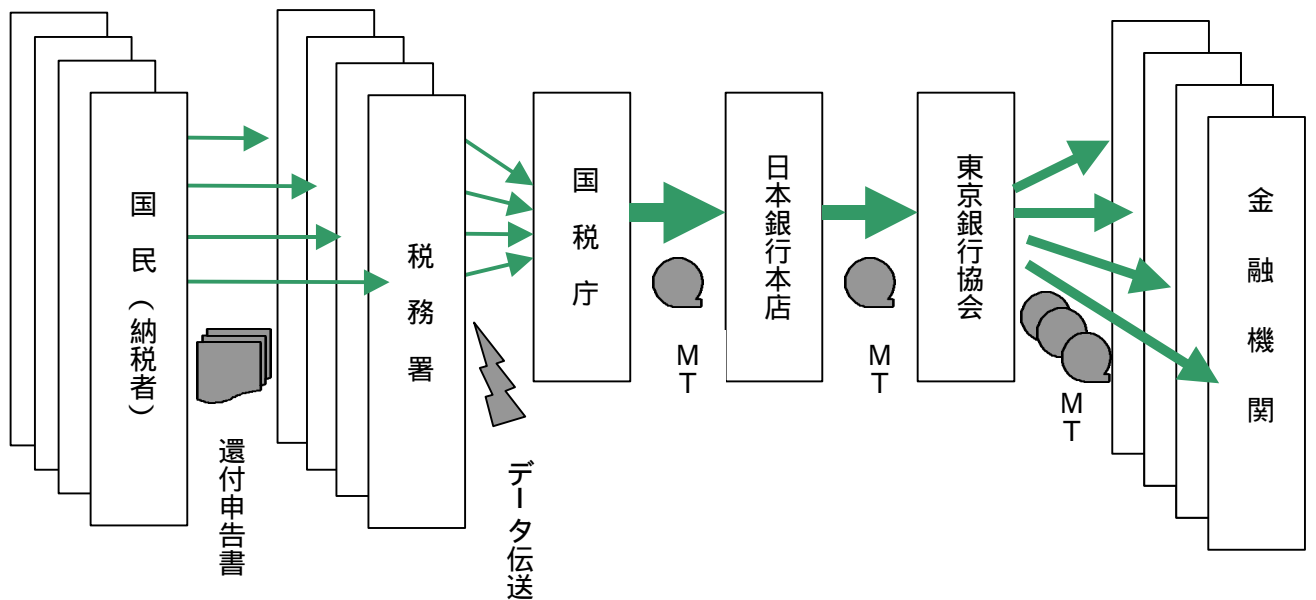


図2 磁気テープ利用開始後のイメージ



国民(納税者)が、税務署に還付申告書を提出。

税務署は、還付対象者への振込情報を国税庁(国税総合管理システム)に伝送。

国税庁は、還付対象者への振込情報を搭載した磁気テープを日本銀行本店に交付。

日本銀行本店は、磁気テープを読み取ったうえで、東京銀行協会に磁気テープを

交付する。

振込資金は、日本銀行が政府当座預金から引落とし、金融機関に振込む。
東京銀行協会は、MT 交換システムを使って、磁気テープを金融機関別に分割。
金融機関は、磁気テープの情報を基に、還付対象者の預金口座に還付金を振込む。